

# 第21回沖縄振興審議会 議事録

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付

企画担当参事官室

# 第 21 回沖縄振興審議会 議 事 次 第

日 時 平成 24 年 5 月 10 日（木）10：02～11：53

場 所 中央合同庁舎第 4 号館 4 階共用第 4 特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

- ・ 沖縄振興特別措置法及び跡地利用特措法の概要について
- ・ 沖縄振興基本方針の案について
- ・ 情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区の指定について

3. 閉 会

## 沖縄振興審議会配布資料

- 資料 1 沖縄振興審議会委員名簿
- 資料 2 沖縄振興特別措置法等（抜粋）
- 資料 3 - 1 沖縄振興特別措置法の概要
- 資料 3 - 2 跡地利用特措法の概要
- 資料 4 - 1 沖縄振興基本方針について（諮問）
- 資料 4 - 2 沖縄振興基本方針（案）〔内閣総理大臣諮問案〕
- 資料 5 - 1 - 1 情報通信産業振興地域の指定について（沖縄県申請）
- 資料 5 - 1 - 2 情報通信産業特別地区の指定について（沖縄県申請）
- 資料 5 - 2 - 1 情報通信産業振興地域の指定について（諮問）
- 資料 5 - 2 - 2 情報通信産業特別地区の指定について（諮問）

（当日席上配布）

- ・ 沖縄振興基本方針について（答申案）
- ・ 情報通信産業振興地域の指定について（答申案）
- ・ 情報通信産業特別地区の指定について（答申案）

## — 沖縄振興審議会委員名簿 —

- |                           |            |
|---------------------------|------------|
| 1 沖縄県知事                   | 仲井眞 弘 多    |
| 2 沖縄県議会議長                 | 高 嶺 善 伸    |
| 3 沖縄県の市町村長を代表する者（2名）      |            |
| 那覇市長（市長会会長）               | 翁 長 雄 志    |
| 南風原町長（町村会会長）              | 城 間 俊 安    |
| 4 沖縄県の市町村の議会の議長を代表する者（2名） |            |
| 那覇市議会議長（市議会議長会会長）         | 永 山 盛 廣    |
| 東村議会議長（町村議会議長会会長）         | 安 和 敏 幸    |
| 5 学識経験のある者（14名以内）         |            |
| 東京大学大学院経済学研究科教授           | 伊 藤 元 重    |
| 琉球大学名誉教授                  | 嘉 数 啓      |
| 沖縄県中小企業家同友会代表理事           | 糸 数 久美子    |
| 異文化コミュニケーター               | マリ クリスティーン |
| 関西学院大学教授                  | 小 西 砂千夫    |
| 特定非営利活動法人アクアプラネット理事長      | 田 中 律 子    |
| 株式会社タマノワ代表取締役             | 玉 沖 仁 美    |
| 協和発酵キリン株式会社社友             | 手 柴 貞 夫    |
| 沖縄電力株式会社代表取締役会長           | 當 眞 嗣 吉    |
| 元沖縄県農業協同組合女性部会長           | 名 城 秀 子    |
| 株式会社カルティベート代表取締役          | 開 梨 香      |
| シンクタンク・ソフィアバンク副代表         | 藤 沢 久 美    |
| 琉球大学准教授                   | 藤 田 陽 子    |
| 東京電機大学教授                  | 安 田 浩      |

## — 出席者 —

### ○審議会委員

仲井眞弘多委員、高嶺善伸委員、城間俊安委員、永山盛廣委員、安和敏幸委員、伊藤元重  
会長、嘉数啓委員、糸数久美子委員、マリ クリスティーヌ委員、玉沖仁美委員、手柴貞夫  
委員、當眞嗣吉委員、名城秀子委員、開梨香委員、藤沢久美委員、安田浩委員

### ○内閣府

川端担当大臣、松元内閣府事務次官、清水内閣府審議官、井上政策統括官（沖縄政策担当）、  
竹澤沖縄振興局長、藤本官房審議官、馬場参事官（企画担当）、能登参事官（産業振興担当）、  
中参事官（政策調整担当）、古谷総務課長、樋谷沖縄総合事務局長

### ○沖縄県

謝花企画部長、平良商工労働部長

○馬場企画担当参事官 ただいまから、「第21回沖縄振興審議会」を開催いたします。

皆様には、お忙しい中をお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は、16名の委員の皆様にご出席をいただいております。

なお、閉会の予定は12時になっておりますけれども、藤沢委員におかれましては、15分ほど前に御退席をされるというふうにお聞きをいたしております。

会議の公開につきましては、沖縄振興審議会運営規則により、原則公開とするとなっておりますので、御承知おきください。

○伊藤会長 委員の皆様には、お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、去る3月に「沖縄振興特別措置法」、それから「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」が改正されてから初めての審議会開催となります。

新たな法律の下で、当審議会としましても、今後10年間の新たな沖縄振興に向け、スタートを切っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は11時30分を目途としまして川端大臣がお見えになる予定でございます。また、プレス撮影は川端大臣がいらっしゃる際にも入りますので、御承知おきください。

ここで、本審議会の委員の交代について御報告したいと思っております。資料1の「沖縄振興審議会委員名簿」をごらんください。

4の「沖縄県の市町村の議会の議長を代表する者」につきましては、金城徹委員に代わりまして永山盛廣委員が御就任されます。

新たに御就任いただいた永山委員から、一言ごあいさつをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○永山委員 おはようございます。ただいま御紹介いただきました那覇市議会議長、県の市議会議長会の会長をしております永山盛廣でございます。よろしくお願いいたします。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

議事を始める前に、配布資料につきまして事務局から簡単に説明をお願いいたします。

○馬場企画担当参事官 それでは、配布資料の確認をお願いします。

まず、1枚目は次第です。

資料1は、審議会の委員名簿です。

資料2は、「沖縄振興特別措置法等（抜粋）」です。

資料3-1は、「沖縄振興特別措置法の概要」です。

資料3-2は、「跡地利用特措法の概要」です。

資料4-1は、「沖縄振興基本方針」についての諮問です。

資料4-2は、その別添の「沖縄振興基本方針（案）」です。

資料5-1は、5-1-1と5-1-2に分かれています。それぞれ「情報通信産業振興地域の指定について」、「情報通信産業特別地区の指定について」の沖縄県からの申請で

す。

5-2につきましても、同じく5-2-1と5-2-2に分かれています。それぞれ「情報通信産業地域の指定について」、「情報通信産業特別地区の指定について」の諮問となっています。

以上です。

○伊藤会長 それでは、議題に入りたいと思います。

まず、本年3月に改正されました「沖縄振興特別措置法」及び「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」につきまして、事務局から概要の御説明をお願いします。

○馬場企画担当参事官 それでは、御説明をさせていただきます。

資料の3-1をごらんください。

まず初めに、今年の7月25日に本審議会におきまして今後の沖縄振興についての意見具申をとりまとめていただきましたが、その後の経過について簡単に御説明をさせていただきます。

政府におきましては、本審議会における意見を踏まえ、また沖縄県からの御意見、御要請を伺いながら法案の策定作業を進めてまいりました。

具体的に申し上げますと、沖縄政策協議会における議論、予算編成、税制改正における議論等を経まして、2月10日に法案の閣議決定をいたしまして国会に提出をさせていただきました。

国会におきましては、与野党間でさまざまな協議が行われまして、衆議院において法案の修正が行われた上で全会一致で可決をされております。その後、参議院において御審議をいただき、3月30日に参議院においても同じく全会一致で可決をしていただき、成立したところです。審議会委員の皆様には、これまで大変御尽力を賜っており、この場を借りて心より、御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、資料3-1の「改正沖縄振興特別措置法のポイント」に従いまして御説明をさせていただきます。

今回の沖縄振興法のポイントを2つ挙げるといたしますと、1つは、県の主体性をより尊重した内容とすること、もう1つは、財政面あるいは税制面を中心とした国の支援措置を拡充すること、この2点であろうと思っております。

具体的な内容について御説明をさせていただきます。

左側の「1. 沖縄振興計画等」をごらんください。改正前の振興法におきましては、県が「沖縄振興計画」の原案を作成し、国が決定をするという仕組みになっておりました。今回の改正ではこれを変更し、沖縄の自主性をより尊重する観点から、「沖縄振興計画」につきましても沖縄県が策定することとしました。

一方で、国においては国の責務として実施すべき沖縄振興の基本的な方針を明らかにするために、「沖縄振興基本方針」を策定することとしております。

なお、「沖縄振興計画」に対する国の関与でございますが、事前同意等の強い関与ではなく、事後的に、しかも基本方針に反した場合のみ変更を求めることができるという極めて限定した関与としております。

「2. 産業の振興」をごらんください。改正前の観光振興地域につきましては、県が地域を定めるに当たって国の同意が必要となっていました。今回の改正によりまして県が地域を指定することができることとされております。これも、県の主体性の尊重という観点から改正したものです。

なお、(3) 産業高度化・事業革新促進地域についても、改正前は国が地域指定をすることとされておりましたが、今回の改正によりまして県が地域を指定することとされたものです。これも、同様の趣旨からの改正となっています。

また、(1) の「観光の振興」にお戻りをいただきまして、有償で外国語のガイドは通訳案内士法という法律がありまして、試験を合格して通訳案内士の資格を持たなければできないこととされておりますが、外国人観光客の受入れ体制を整備するという観点から、沖縄では一定の研修を受講すれば可能とするという特例を設けたところではあります。

また、特定免税店制度につきましても、現在は空路でのお客様を対象としておりましたが、クルーズ船等に対応するために海路でのお客様についても対象とするという拡充を行ったところではあります。

また、航空機燃料税につきましては、改正前は本土と沖縄本島間を航行する航空機について軽減されていた措置を、本土と宮古島、石垣島、久米島を結ぶ路線についても新たに対象とすることとしたところではあります。

(2) 情報通信産業振興地域及び特別地区、IT の関係ですが、対象業種の追加を含む支援措置の拡充を図るとともに、いわゆる「専ら」要件、すなわち専ら特区内において事業を営むとの要件を緩和しまして、制度の使い勝手をよくする改正を行ったところではあります。

また、所得控除の控除率につきましても改正前は 35% となっていました。40% に引き上げられています。すなわち、法人税を 4 割軽減するという措置となっています。

次に、(4) 「国際物流拠点産業集積地域を創設」です。平成 21 年 10 月に那覇空港におきまして ANA による国際貨物ハブ事業が開始されて以降、国際貨物取扱量が飛躍的に増加をしています。このことを踏まえ、国際物流拠点産業集積を新たな振興の柱として戦略的に位置づける観点から、新たな地域制度を創設したものです。

これに伴い、現行の自由貿易地域制度、特別自由貿易地域制度につきましても廃止します。改正前は、特別自由貿易地域には所得控除が適用されておりましたが、自由貿易地域には適用されておませんでした。新たな地域制度におきましては、地域全体に所得控除を適用するとともに、先ほど申し上げましたとおり「専ら」要件についても緩和をしています。

(5) 金融業務特別地区、金融特区につきましても「専ら」要件の緩和を行っています。

(7) 「電気の安定的かつ適正な供給の確保の拡充」ですが、改正前は発電用の石炭に係る石油石炭税の免税措置が講じられておりましたが、新たに LNG につきましても免税の対象



といたしたところでは。

「3. 雇用の促進等」ですが、人材の育成等に関する努力義務規定等を創設したところでは。

続きまして資料の右側、「4. 文化の振興等」ですが、子育ての支援等、各種の配慮規定の創設あるいは拡充を行っています。

「5. 均衡ある発展」ですが、交通の確保等の各種の配慮規定の創設あるいは拡充を行っております。

「6. 基盤の整備」ですが、公共事業に係る国の負担、補助の特例、国の直轄事業の特例等の措置を継続するとともに、新たに一括交付金について根拠規定を創設したところでは。

「7. 沖縄振興審議会」については、引き続き必要な規定を置かせていただいております。

「8. 附則等」ですが、各種の配慮規定を創設するとともに、酒税、揮発油税の軽減措置を延長し、あわせて沖縄開発金融公庫の統合期限を延長することとしたところでは。

私からの説明は、以上です。

○中政策調整担当参事官 続きまして、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」について御説明させていただきたいと思っております。資料3-2をお願いいたします。

本法は、従来の「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」、いわゆる軍転法でございますが、これと沖縄振興特別措置法の第7章にごさいました跡地利用に関する規定を一元化いたしまして制度の拡充を図ったものでございます。沖振法と同じく、政府提案から与野党協議による修正を経まして、衆参両議院において全会一致で可決されまして、3月30日に成立しております。

さて、法律は「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」の改正という形をとりましたけれども、資料の1点目にごさいますように、題名は先ほど申し上げました「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」という題名に変更されております。これは、本改正によりまして法律の内容が、より跡地の利用に関する施策の拡充に重点を移したことを反映したものでございます。

法律の目的は、駐留軍用地及び跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別な措置を講じ、もって沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図ることとされております。私どもは、跡地利用特措法と略して呼んでおります。以後、略して呼ばさせていただきます。

跡地利用特措法の第2点目、「基本理念の明記」についてでございます。3つの柱が基本理念で書かれてございます。

1つ目は「沖縄の自立的な発展及び豊かな生活環境の創造のための基盤としての跡地の有効かつ適切な利用の推進」、2つ目は「国は、国の責任を踏まえ、跡地利用を主体的に推進」、

3つ目は「跡地の返還を受けた所有者等の生活の安定への配慮」であります。

3点目でございますが、「返還実施計画に基づく支障除去措置」についてであります。国は、合同委員会で返還合意された駐留軍用地の区域の全部について返還実施計画を定め、当該計画に基づき所有者等に土地を引き渡す前に、駐留軍の行為に起因するものに限らず、土壌汚染・不発弾の除去等の支障除去措置を講じます。

なお、国は計画を定めようとするときは、あらかじめ沖縄県知事、関係市町村の長の意見を聞くこととされております。

4点目は、「拠点返還地の指定」についてでございます。従来、沖縄振興特別措置法第7章にございました300ha以上の大規模跡地、5ha以上の特定跡地、こういった跡地の区分をこの度廃止をいたしまして、拠点返還地に一本化されたところでございます。

なお、従来の大規模特定跡地を対象にそれぞれ給付金が支払われることとなっておりますでしたが、この度の改正により、拠点跡地の指定と給付金とはリンクしなくなりました。本制度では、日米合同委員会で返還合意された駐留軍用地のうち、要件を満たす区域を内閣総理大臣が拠点返還地として指定をいたします。

他方、国の取組み方針についてでございます。これは、200ha以上の拠点返還地については策定が義務づけられ、それより小さい200ha未満の拠点返還地は跡地利用推進協議会における協議により、国が策定することができることとされております。

5点目は、「駐留軍用地への立入りへのあっせんに係る国の義務」という項目でございます。これは、地方自治体等が駐留軍用地の跡地利用の調査のために駐留軍用地への立入りをする。そのあっせんを国に申請をするというものでございますが、地方公共団体からあっせんの申請を受けた場合、国はあっせんを行わなければならないと義務化されております。

また、当該地方公共団体から求めがあった場合には、あっせんの状況も通知することとされております。

なお、あっせんに関する規定は従来の返還特別措置法にもございましたが、日米合同委員会合意が条件となっております。新制度では、合同委員会合意のみならず、日米安全保障協議委員会、いわゆる「2+2」の合意でもあっせんの対象となったところでございます。これによりまして、これまで対象外であった普天間飛行場等についてもあっせんの対象となるところであります。

6点目でございますが、「駐留軍用地内の土地の先行取得制度の創設」でございます。この制度は、返還が合意された駐留軍用地の土地を地方公共団体等が先行取得するためのものでございます。まず、返還が合意された駐留軍用地であって、返還後の計画的な開発整備を行うことが必要と認められ、かつその地域における公有地の割合が著しく低いことから、その跡地の利用の推進に必要な公共用地を確保するため、その区域内における公有地の計画的な拡大が必要と認められるなど、要件を満たすものについて内閣総理大臣が指定をいたします。

その後、地方公共団体が特定事業の見通しを策定・公表いたします。所有者からの買取申出、届出等をいただいて、地方公共団体は協議の上、土地を取得いたします。この制度に基づきまして土地が買い取られる場合、税制上の特別措置が講じられておりまして、譲渡所得について5,000万円の特別控除の対象となるところでございます。

7点目は、「給付金の支給」でございます。一般に駐留軍用地の所有者の方々は、土地を国に貸している間は土地の借料が得られるところでございますが、返還されると地代が入らないということになります。この点については、沖縄県においては議員立法で返還特別措置法が制定されて以来、返還後3年間、借料相当額の給付金が支払われる仕組みができてございました。また、従来沖縄振興特別措置法でも大規模特定跡地の指定を受けた土地につきまして、給付金支給の延長が認められることとなっております。これらの給付金制度が今般、拡充をされております。

まず、返還給付金支給の始期を従来の「返還日の翌日から3年間」から、物件撤去等原状回復を得て土地が引き渡される土地の「引渡日の翌日から3年間」に変更されたところでございます。

なお、原状回復による支障の除去が行われている期間は、借料相当額の保証金が支払われるところでございます。

次に、返還給付金支給終了後の特定跡地給付金・大規模跡地給付金については区分を廃止をいたしまして、「特定給付金」に一本化されております。

特定給付金は、引渡し後3年以内に土地区画整理事業に係る事業認可等がなされた場合に支給されることとなりますが、支給期間の限度につきましては土地の使用または収益が可能となると見込まれる時期を勘案して政令で定めることとされており、個々の跡地ごとに定められることとなります。

8点目は、「駐留軍用地跡地利用推進協議会」についてでございます。沖縄担当大臣、沖縄県知事、関係市町村の長等は、跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策に関し、必要な協議を行うため、協議会を組織することができることとされております。

この法律は、沖縄振興特別措置法と同じく、10年後の平成34年3月末限りで失効となります。

以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま説明がございました2つの法律につきまして、少しここで時間を取りまして質疑応答をしたいと思っておりますので、もし御質問がございましたら御発言いただきたいと思っております。

では、どうぞ。

○クリスティーヌ委員 法律に関しての細かいことは、たくさん考えられた上でできていると思っております。

ただ、返還という話になりましたときに、例えば米軍基地も外から見たときにはとても

住宅地がきれいだったり、ちょっと日本ではないような雰囲気の中で、今度返還されたときにその雰囲気を残したいと思っていられる所有者たちが、それを残すことができるのか。

例えば、横田基地かどこかが返還された後、アメリカンビレッジというところがあります。米軍基地の延長のところに米軍住宅のような形での建物が基地の外側にありまして、それは米軍が建てたと思うんですけれども、ものすごくその値段が上がったんです。なぜかといいますと、雰囲気がよくて、日本の方がどうしてもそういうところを買いたいということで、そういう価値があったわけです。

ですから、返還される時にそこにはまだ使えそうなものがたくさんまだ残っていると思うので、持ち主の方々が、これは残したいとか、これはもしかしたら観光客に貸すとか、または本土の方からリタイアメントホームとして買いたいなどのお話があるかもしれませんのでそのところも考えていただけるといいかなと思いました。

沖縄県の観光資源としての価値ある風景とか、価値ある建物も、ここの中で残されるような状況になってくれればうれしいと思うんですけれども、むしろ全部壊されて平らにして、今度大規模型のショッピングセンターとか、すてきなリゾートホテルだけが建って雰囲気もよくなればなおいいとも思いますし・・・、そのところの見極め方というものも皆で地元で考えていただけるような状況の中で、この法律がそれを支えていただけるのならば、非常に沖縄にとっても財産を増してくれるような柱になってくれると思います。そのところが反映されているのかどうかはちょっとわからなかったのです。

○井上政策統括官 政策統括官の井上でございます。お世話になっております。

基地の跡地の活用は、極めて重要な課題であると考えております。ただ、基本的にはやはり当該市町村、そして県、または沖縄の場合は民有地が大変多うございますので、地主の方々の御意見を最大限尊重するというのが基本だろうと考えております。

また、日米安保条約の下で基地として使用していたというようなことから、今回の法律におきましても一定のものにつきましては国が取組み方針を定めるということを原則としておりまして、一定の面積以下につきましても地元との調整によりまして国が取組み方針を定めることができることとしております。

ただ、いずれにいたしましても国と県と市町村、そして地主の方々との十分な協議が必要であると考えているところでございます。

お尋ねは、米軍基地の中で保存すべき施設であった場合にそれをどうするのかということだろうと思いますけれども、原則的には原状回復をするというのが基本であると考えております。

ただ、原状回復する前に協議に入ってまいりますので、どうしてもそれを活用することによって新たなまちづくりを行う必要があるものにつきましては、全体の協議の中でそれは可能だろうと考えております。

いずれにしても、御地元の協議、そして御意向によると考えております。

○伊藤会長 ほかにどなたか御質問がございましたらどうぞ。

○高嶺委員 跡地利用特措法の件で、ただいまの先行取得制度の創設について確認をさせていただきたいと思います。

跡地利用をどうするかというのは沖縄振興の大事なエンジン部分ですので、SACOで合意された事案の部分、あるいはまた米軍再編のロードマップで示された返還部分、そういうものは普天間飛行場も含む5,000haくらいの面積になりますが、それはこの制度の対象として10年間に取られるということに理解してよろしいですか。

○井上政策統括官 お答えを申し上げます。

「2+2」で、いわゆる嘉手納以南の返還につきまして日米で基本的な合意がなされているわけでご覧いただき、今回の4月27日にとりまとめられた「2+2」におきましても、先行的に返還を検討すべきところ等につきまして今後検討していくとされておりまして、年末までに統合計画を定めていくとされているところでございます。

基本的には、そういうことを踏まえまして、返還がされる米軍の施設につきましては、この法律に基づきまして跡地の有効な活用につきまして関係者が協議をし、必要なものにつきましては都道府県と市町村によりまして先行取得もしていただき、そして具体的な原状回復措置、立入りのあっせん等々を定めていくというものでございます。

したがって、法律は10年の時限ということでございますけれども、今後日米の協議、そして返還の具体的な手続きの中で物事が決まってくるものと理解をいたしております。

○高嶺委員 その趣旨はわかりますけれども、どうも示された日米合意というのはちょっと細切れになり過ぎて、土地の跡地利用に関してはなかなか使い勝手が悪いということですので、もともとトータル的に5,000haくらいの示された部分については先行取得のできる地域だということで総理大臣が指定できることになれば、国も県も所在市町村も連携をとって対応がしやすいし、計画を立てられると思いますので、その辺も配慮された法律と解釈してよろしいですか。

○井上政策統括官 先行取得制度につきましては、この法律に基づきまして先行取得をすべき特定駐留軍用地を指定することとなっております。現在、手続きにつきましては関係セクションと調整をさせていただいております。基本的には、「2+2」で嘉手納以南につきましては返還対象となっております。

ただ、キャンプ瑞慶覧につきましてはまだ一部の返還ということで必ずしも返還対象確定をしていない状況でございますので、そういう取扱いも含めて今、検討中であるということでございます。

基本的には、キャンプ瑞慶覧以外につきましては日米の合意におきまして全面的に返還をするということが前提となっておりますので、それを前提として先行取得の対象にするという方向で今、検討しているところでございます。

○伊藤会長 ほかにどなたか御質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、よろしければ次の議題に移りたいと思います。先ほど事務局より説明がござ

いましたが、本年3月に改正されました沖縄振興特別措置法におきまして、沖縄の自主性を尊重する観点から、沖縄振興計画の策定主体が国、すなわち内閣総理大臣から沖縄県、知事に変更されることとなりました。

また、その一方で、国の責務として実施すべき沖縄振興の基本的な方針を明らかにするため、国が沖縄振興基本方針を新たに定めることとされております。そして、この沖縄振興基本方針につきましては、沖縄振興特別措置法第3条の2第4項の規定に基づきまして、あらかじめ沖縄振興審議会の意見を聞くというふうにされております。

それでは、事務局より沖縄振興基本方針の案の概要につきまして説明をお願いしたいと思います。

○馬場企画担当参事官 それでは、「沖縄振興基本方針（案）」につきまして御説明をさせていただきます。資料4-2をごらんください。

「沖縄振興基本方針(案)」ですが、この基本方針の案の策定に当たりましては、昨年7月25日に本審議会に報告をされました総合部会専門委員会報告、並びに同日にとりまとめられました審議会としての意見具申、更には国会における法案の審議などを踏まえまして策定させていただいております。

また、今回の法改正によりまして、振興計画につきましては県が策定をすることとなり、国はあくまでも施策の基本的な方向性を示す基本方針を策定することとされたという法改正の趣旨を踏まえ、また沖縄振興計画を策定されます沖縄県の御意向も踏まえまして、基本方針には具体的な施策の内容を記述することは極力避ける形で作成させていただいております。

それでは、内容について御説明をさせていただきますが、事前に委員の皆様にはお送りしておりますし、時間の関係もございますので、簡潔に御説明をさせていただきます。

まず、「序文」です。「序文」におきましては、沖縄がアジア・太平洋地域への玄関口として大きな潜在力を秘めており、日本に広がるフロンティアの一つになっていることや、今回の法改正の趣旨、基本方針の法律上の位置づけなどを記載しています。

次に「Ⅱ 沖縄振興の意義及び方向」、「1 沖縄振興の意義」ですが、歴史的事情、地理的事情、自然的事情、社会的事情などの沖縄の特殊事情にかんがみ、沖縄振興策が講じられてきたこと、続きまして、2ページをお開きいただきますと、その振興策の成果、更になお残る課題などについて記載しています。

次に、「2 沖縄振興の方向」ですが、(1)「沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展」、(2)「我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する21世紀の「万国津梁」の形成」に加えて、国会審議等を踏まえまして(3)「潤いのある豊かな住民生活の実現」を加えています。

次に、「3 沖縄振興に当たっての基本的な視点」です。こちらでは、(1)「多様な主体による連携・協働」、(2)「選択と集中、検証」を掲げています。

続きまして、4ページをごらんください。4ページからは「Ⅲ 沖縄の振興に関する基

本的な事項」ですが、こちらでは沖縄振興に関する各分野における基本的な事項を定めています。

「1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項」から始まりまして、各分野の事項が定められていますが、これらの分野につきましてはそれぞれ法律で定められているところです。

なお、4 ページの冒頭ですが、沖縄振興計画につきましては沖縄県が策定をされるということになっていますが、「市町村も含む地元の幅広い発意と創意工夫を取り入れて作成されるものであり、本基本方針の趣旨に合致するものであれば、以下に記載のない事項についても、沖縄振興計画に記載することを妨げるものではない」ということを明記しております。

(1)「観光・リゾート産業」ですが、沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業につきましては外国人観光客の誘客の拡大と観光の高価値化を進めることを記載しています。

(2)「情報通信関連産業」につきましては、沖縄が優位性を発揮できる分野であり、今後も戦略的に振興を図っていく必要があることが記載をされています。

(3)「国際物流拠点産業」につきましては、那覇空港の国際貨物ハブ化が推進をされていることに触れさせていただいた上で、臨空・臨港型産業(国際物流拠点産業)の集積を積極的に図ることなどが記載をされています。

続きまして、5 ページをお開きいただければと思います。(4)「産業イノベーションの推進」、(5)「金融業及び金融関連業」となっています。

(6)「農林水産業」につきましては、沖縄の優位性と地域の特色を生かした持続可能で競争力のある農林水産業の振興と、多面的機能を生かした農山漁村の振興を図ることが記載をされています。

(7)は、「中小企業の振興」について記載しています。

続きまして、6 ページをお開きください。「2 雇用の促進及び職業の安定に関する基本的な事項」ですが、沖縄の雇用情勢の改善は重要な課題であるとした上で、ミスマッチの解消等による雇用機会の創出・拡大、就業意識の向上、職業意識の充実等を図ることや、雇用の質の向上を図ることなどを記載しています。

「3 教育・人材の育成及び文化の振興に関する基本的な事項」ですが、(1)「教育・人材の育成」におきましては教育の重要性について触れた上で、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を図ることなどを記載しています。

(2)では、「文化の振興」について記載をしているところです。

7 ページです。「4 福祉の増進及び医療の確保に関する基本的な事項」では、子育て支援の充実、介護・福祉サービスの向上、保健衛生対策、医療体制の充実などを記載しています。

「5 科学技術の振興に関する基本的な事項」におきましては、琉球大学、沖縄科学技

術大学院大学等を核としたクラスターの形成などを記載しています。

「6 情報通信の高度化に関する基本的な事項」、「7 国際協力及び国際交流の推進に関する基本的な事項」について記載しています。

続きまして、8 ページです。「8 駐留軍用地跡地の利用に関する基本的な事項」におきましては、先ほど御説明をさせていただきました、改正された跡地法制を踏まえた記載とされています。

「9 離島の振興に関する基本的な事項」ですが、離島地域が重要な役割を担っていることから、交通コストの低減や生活環境基盤の整備、定住条件の整備等を図ることが記載されています。

9 ページです。「10 環境の保全並びに防災及び国土の保全に関する基本的な事項」ですが、(1)「環境の保全・再生及び良好な景観の形成」について、(2)「防災及び国土の保全」について記載しています。

「11 社会資本の整備及び土地の利用に関する基本的な事項」ですが、(1)で「社会資本整備の考え方」を記載した上で、(2)で「各種社会資本の整備」について記載をしています。

9 ページの下段の道路に始まりまして、10 ページの上段からは港湾あるいは空港について、つづいて都市公園、上下水道等の各種の生活環境整備について、更に情報通信基盤について記載をしています。また、鉄道、軌道その他の公共交通機関の整備の在り方についての調査及び検討についても記載しています。

(3)は、「エネルギーの供給等」について記載をしています。

「12 その他の基本的な事項」につきましては、「不発弾等対策の推進」、「所有者不明土地問題の解決」、「北部振興」について記載をしています。

「IV 沖縄振興の推進に関する事項」におきましては、新たに創設されました「沖縄振興交付金」について1で記載し、2で「沖縄振興計画の見直し」について記載しているところです。

以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

ただいま御説明いただきました「沖縄振興基本方針(案)」につきましては、今年のこの審議会の意見具申の内容に沿ったものであると考えております。そういう意味では、基本的に適当なものではないかと考えておりますが、ここでこれにつきまして御質問等がございましたら御発言いただきたいと思います。どなたか御質問ございますか。

では、どうぞ。

○高嶺委員 全般的に沖縄県議会あるいは沖縄県の意向も十分取り入れられた基本方針だと、高く評価しております。沖縄振興の意義や方向性、基本的な事項についても大変気配りされていると思っておりますが、是非10年間の実効性のある予算の確保や制度の確立についても御配慮いただきたいと思います。



ただ、8、9、10 ページに関わる離島の振興と国土の保全、土地利用と関わるのですが、沖縄県は全体的に国境離島ですので、最近特に尖閣問題の土地の所有や近隣外国との交流と共生という意味で大きな役割も果たします。課題もあります。観光・リゾート産業のこれからという時代に、安全・安心な地域づくりとも関わるのですが、国境離島の保全や利活用について国の基本的な方針を示しておくことも大事だったのではないかという気がいたします。

有人島の交通コストの低減など、具体的に踏み込んだ持続的な発展のための方針は出されていますので、無人島も含む沖縄が抱える国境離島についてどういう方針でこの10年間臨むということがあればよかったのではないかという気がいたしますが、文言に含まれていない部分はどのような配慮がなされているか、御説明をいただければありがたいと思います。

○伊藤会長 では、お願いします。

○井上政策統括官 今の御質問ですけれども、法案の審議の際にも離島の振興につきまして大変活発な御審議、御意見があったところでございます。沖縄の離島はある意味ではまさに国境に接するといいますか、そういう重要なところでございます。そのため、我が国の国土・領海の保全という観点からも、離島の振興を図っていくべきではないかというような御質問等があったところでございます。

他方で今、政府、そして各党におきまして離島振興法の議論もされておるやに聞いております。

そして、この基本方針におきましてもそういう観点に立って、8ページの9の「離島の振興に関する基本的な事項」でございすけれども、離島地域については貴重な財産を有するとともに、我が国の領海及び排他的経済水域等の保全という観点から重要な役割を担っているということを明記させていただいているということでございまして、その上でさまざまな離島振興を図っていくことが必要であると考えているところでございます。

具体的に離島振興は今回、一括交付金制度を取り入れたわけでもございまして、これまでも個別で離島振興は内閣府での個別補助金をやったわけでもございすけれども、そういうことも含めまして一括交付金の対象とさせていただいておりますので、その一括交付金も十分御活用いただきまして離島振興に対応していただければありがたいと考えているところでございます。

○伊藤会長 どうぞ。

○高嶺委員 ありがとうございます。国境離島の持続的な発展というのは国土貢献にも大きくつながりますので、産業の多面的機能も含めて今回配慮されている自由度の高い一括交付金が花火のように終わるのではなく、10年間継続して予算の確保と制度の措置ができるようお願いをして終わります。

○伊藤会長 どうぞ、ほかに御質問等がございましたらお願いします。

○城間委員 不発弾の問題等において、感謝も含めて申し上げたい。また、沖縄県におい

ては 20 万トン投下されて 1 万トンは不発弾だということを言われて、2,200～2,300 トンはまだ不発弾が残っている中において、年間 25 トンないし 30 トン、磁気探査費用等においても配慮してもらって本当に着実に進んでまいったということに対しては感謝申し上げます。

しかしながら、今、一番大きな課題は戦後、建物を造られたときは磁気探査を入れないで、恐らく与那原、那覇港からの艦砲射撃で首里を拠点に不発弾がまだまだたくさんある。その中において、住宅の中に埋もれている不発弾ですね。一つの例として、先月の首里高校建替えのときにおいても不発弾が 250 キロが見つかったり、再三見つかってきております。

そういう状況を見ると、戦後建物、住宅を建てられて 40 年になる建物、50 年になる建物が建替えの時期にきております。そうすると、恐らく建物の下に不発弾が寝ているというのは予想されております。今までは新しく建てる場合において磁気探査を入れていましたが、今後は建物の造替えのときに不発弾が見つかるという状況が続いてくるものだと思います。

その中において、住宅であればわかりやすいのですが、病院等においては、せんだって南風原町にあったサマリヤ人病院において避難誘導しようとしても移動できない状況がある。こういうことがいろいろ想定されておりますので、是非これに対しても今後とも強い姿勢で今、国が 23 年度、24 年度の事業においても不発弾に対する配慮、23 億 5,000 万円の予算化をしたということで大きく進むと思いますが、今後は予期しないものがどんどん出てくるおそれがありますので、是非これからも目配り、気配りをお願いしたい。

ただ、心配しているのは、3-1 の資料の中において平成 34 年 3 月 31 日限りで失効がありますが、恐らくそれ以降に建つものの取り壊しは続いてくると思いますので、これに対して継続してもらいたいと思います。

こういう面で配慮してもらったことに対しては感謝申し上げますが、これからもひとつまたお願いします。

○竹澤振興局長 振興局長の竹澤でございます。いつもお世話になっております。

不発弾対策は、沖縄担当部局の中で最重要課題の一つでございます。先ほど町長がおっしゃったとおり、まだ 2,200～2,300 トンが残存していて、1 年の処理能力が仮に 30 トンとしても、まだ約 70 年かかるということでございます。

私どもとしては、不発弾処理の予算を最近飛躍的に伸ばしておりますけれども、単に予算の問題だけではなくて、先ほどお話のありました最近の南風原町におけるサマリヤ人病院の避難困難者の方々に対する対応というのは、これは大変新しい事案でございまして、私としてはすぐに参事官を現地に派遣して実情を調べさせました。これから同様のいろいろな難しい類型が出てくると思いますので、非常に丁寧にフォローしていきたいと思っております。

また、これから建替えの時期の民間住宅についてもどういことができるか。不発弾処

理全体の予算を伸ばす中でも新しい需要に合った形で施策を展開していきたいと思っておりますので、よろしくご指導をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○伊藤会長 よろしいですか。ほかにどなたか御質問、御意見はございますか。

どうぞ、藤沢さん。

○藤沢委員 ありがとうございます。

この振興基本方針の中で質問というか、意見という形になるかと思うんですけれども、例えば3ページの「3 沖縄振興に当たっての基本的な視点」の(2)に「選択と集中、検証」ということがあって、最後の行に「効果を検証し、必要に応じて見直し・改善を行う必要がある」とありますし、最後の11ページの交付金の項目に関しましても「成果目標の達成状況について評価を行い、必要に応じて見直し・改善を行う」という文言があります。

今回は、計画に関しては県が主導でやっていくということになってはいますが、ただ、これから10年間、交付金をしっかりとお届けするという観点からも、実際にその交付金がどのように使われて、どのような成果が達成されているのかということの管理、監督を国がする必要はないとは思いますが、せめてこの審議会という場でどのように使われ、どう成果が上がっているかというような情報共有ができればいいのではないかなと思っておりますし、またこの基本方針の中でその評価についてはどのようなことをお考えなのか、少し伺えるとありがたいと思いました。

○伊藤会長 それでは、お願いします。

○井上政策統括官 基本的に、すべての政策につきまして、その政策が適切に行われているかどうかについては絶えず評価を行うことが必要であると考えております。この沖縄振興に当たりましても、同様の考え方に立っております。

一括交付金につきましても極めて自由度の高い、基本的に沖縄振興を図り、そしてその必要性があると認められるもの、一定のものを除いてすべてを対象にするというものでございまして、これまでと異なり、国が縛っていくということではなくて、県もしくは市町村の自主性、自発性を最大限尊重するというふうにさせていただいているわけでございます。それをいかに国民、県民、そして住民の方々にきちんと御理解をいただけるかどうか。やはり県なり市町村でその具体的な評価を行っていただきたいと考えているところでございます。

どのように全般の施策について評価を行うか、そして、一括交付金の評価を行うかについては、今後、あくまでも県、市町村の自主性を最大限尊重しながら、具体的な在り方については検討させていただきたいと考えております。また、当審議会におきまして、どのような形でその情報共有と言いますか、報告をするかということにつきましても、今後御相談をさせていただきたいと考えているところでございます。

○伊藤会長 よろしいですか。

では、どうぞ。

○名城委員 10 ページの 12 の 3 の「北部振興」のところで、「県内で最も所得水準が低い北部地域」と書いてあります。実は、私もその北部地域から来ておりまして、非常にショックを受けているんですけども、そこに「貴重な動植物の生息地となっている豊かな自然環境を保全・活用」とあります。

その中で、私たちはこの間、女性だけの集まりでちょっとお話が出たんですけども、ヤンバルクイナとか、そういうものを保全するというのはすごくわかるんですね。だけど、農作物を荒らすカラスだとか、そういう害鳥をせっかく捕獲器の中に獲ってあったのに、ある会の人、はっきり言いますと野鳥の会の方たちが回ってきて全部逃がしてしまった。それで、せっかく獲ってあったのということで愚痴をこぼしたんです。小さなことですけども、そういう害鳥とか害虫のことにしても何か対策があるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○井上政策統括官 全般的に害虫対策についてということになるかと思いますが、県なり市町村の関係行政の施策として是非とも進めていただければと思っているところがございます。

それで、10 ページの 12 の (3)「北部振興」でございますけれども、全般的に今回、沖縄振興についてさまざまな項目ごとに書かせていただいておりますが、特にこれまでも北部振興対策事業を行っております、24 年度におきましても北部振興を更に推進していくという形にさせていただいている観点から、この北部振興について特に明記をさせていただいているところでございます。

具体的に、どのような形でこれをやっていくか。やはりここも関係する北部の市町村の皆さん方の創意と工夫、自主性の尊重によるというふうに我々は考えております。特に、今回は個別の市町村ではなくて、それぞれの市町村が相互に連携を図って進めていただくというような視点も私どもは考えているわけでございますので、そういう観点から事業を行っていただくというふうに考えているところでございます。そういう中で、その害虫の対応等につきましても御検討賜りたいと考えているところでございます。

○伊藤会長 よろしいですか。

では、永山委員お願いします。

○永山委員 県市議会議長会の要望であります、沖縄振興基本方針(案)の 10 ページに那覇空港の第 2 滑走路の整備を図ると 1 点目にあります。2 点目に、島内の交通事情にかんがみ鉄軌道の導入、調査を入れるということがうたわれております。

私どもの県市議会議長会では、全会一致でこの 2 件は九州議長会にも提案申し上げて、九州議長会でも全会一致で国の方に要請するという事になっております。せっかく案に入れたわけですが、具体的にこれを是非進めていただきたいということを県市議会議長会としては要望申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

○伊藤会長 よろしいですか。何かありますか。

○井上政策統括官 国会審議におきましても、この第2滑走路の問題、そして鉄軌道の問題につきましては活発なる御意見があったところでございます。また、今お話のように沖縄県、市町村、そして経済界、さまざまな各界各層からこの点について御要望があることを私たちは十分に承知をいたしております。

そういうことも含めて、今回10ページにおきまして第2滑走路、そして鉄軌道につきまして具体的な記述をさせていただいているということでございます。第2滑走路につきましては、現在、環境影響評価を行っているわけでございますので、その手続きを完了した後、適切な財源の確保を前提として第2滑走路の整備を図るという記述をさせていただいているところでございます。

また、鉄軌道につきましては現在も私ども内閣府で調査を進めさせていただいておりますし、24年度、今年度でございますけれども、1億円の調査費を計上させていただいております。どのような方法で整備を図っていくのか、採算はどうか、さまざまな検討すべき課題は多いと考えておりますので、そうした課題の検討を進めさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○永山委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○伊藤会長 どうぞ、手柴委員。

○手柴委員 今、お話が出ましたので関連して、鉄軌道と、それから公共交通機関の整備の在り方についてお話させていただきます。勿論、県民の生活向上や利便性向上という観点が大事なのですが、今後増加が予想される外国人観光客、それから高齢者の観光客の視点も重要です。

私も免許を返上した立場から言いますと、観光客にとって必ずしも利便性の高い公共交通になっているとはあまり考えられないのですね。実際に、川平に行こうと思っても数少ない市バス等を利用するしかないとか。調査費用としてすでに予算計上されているみたいですが、観光リゾート産業の振興という観点からも是非この交通機関の整備の在り方というのを計画の中で議論いただければと思っております。以上です。

○井上政策統括官 鉄軌道の調査を行います場合に、さまざまな県民の方々のニーズがあると考えているわけでございますので、そのニーズを十分に受け止めながら、どのようなことが可能なのか、採算が合うのかどうか、検討させていただく必要があると考えております。

その際のニーズとして、勿論、今、御指摘のような外国人の方々、そして高齢者の方々、いわゆる交通弱者と言われる方々のニーズも十分検討した上で、どのような対応になるのか、総合的な観点から検討する必要があるものと考えているところでございます。

○伊藤会長 よろしいですか。

それでは、内閣総理大臣からの諮問に対して、当審議会としての答申について御相談申し上げたいと思います。

沖縄振興基本方針の案につきまして今、国として留意すべき点等、いろいろ委員の方から御意見をいただいたところでございます。これらにつきましては、今後、国として沖縄振興を進めていく上で十分に御留意いただく必要があると考えておりますが、内閣総理大臣からの諮問自体につきましては、大筋として昨年の当審議会の意見具申の内容に沿ったものでございますし、当審議会としても適当であるという答申をすることにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(委員 異議なし)

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、当審議会として内閣総理大臣からの諮問に対し、適当であるとの答申をすることとしたいと思っております。

ここで、答申文案を事務局に読み上げていただきたいと思います。今、お配りします。

(答申案文配布)

○馬場企画担当参事官 それでは、答申の案文を読み上げさせていただきます。

(案)

内閣総理大臣 野田 佳彦 宛

沖縄振興審議会

会長 伊藤 元重

沖縄振興基本方針について

平成 24 年 5 月 10 日付府政沖第 177 号をもって当審議会に諮問のあった「沖縄振興基本方針（案）」については、審議の結果適当であると認められるので、この旨答申する。

以上でございます。

○伊藤会長 ただいまの答申文案を当審議会の答申文とすることにつきまして、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、皆様の御賛同をいただきましたので、ただいまの案を当審議会の答申としたと考えております。よろしく申し上げます。

それでは、続きまして、「情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区の指定について」の議事に移りたいと思っております。情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区につきましては、従来沖縄県が定める情報通信産業振興計画において対象地域を指定し、国がこれに同意することとされておりましたが、今回の沖縄振興特別措置法の改正によりまして、情報通信産業振興計画の仕組みが廃止され、新たに沖縄県知事の申請に基づきまして、国があらかじめ沖縄振興審議会の意見を聞いた上で地域指定をすることとされました。

それでは、事務局より地域指定の申請の内容につきまして説明をお願いします。

○能登産業振興担当参事官 産業振興担当の参事官をしております能登と申します。よろしくお願いたします。

情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区の地域指定につきまして御説明させていただきます。

まず制度の概要ですけれども、本制度は沖縄県で第2のリーディング産業となっており、まず情報通信産業を支援する制度でございます。今回、新たに施行されました沖縄振興特別措置法に基づく制度となっております。

まず、情報通信産業振興地域につきましては、地域内で設備投資を行います情報通信企業に対しまして、税額控除ですとか地方税の課税免除などの措置を講じております。今回の制度改正におきましては、業種の追加をいたしております。インターネット付随サービス業、それからいわゆる BPO、ビジネス・プロセス・アウトソーシングと言われております企業のバックオフィスを一括して受注するような業種も追加されております。

それから、特に沖縄県内の情報通信産業の振興に寄与いたします特定の業種を対象といたしまして実効税率を引き下げる特例的な所得控除制度が措置されております情報通信産業特別地区につきましては、「専ら」要件の緩和、それから対象業種の追加も行っております。

対象業種につきましてはまた後ほど出てまいりますけれども、昨今ニーズが高まっておりますバックアップセンター、セキュリティデータセンターが追加されております。

更に先ほど申し上げました所得控除につきましては、控除率が従来 35%でございましたけれども、今回の拡充によりまして 40%に拡充されております。

今般、新しい法律に基づきまして、沖縄県から地域指定の申請が去る 4 月 23 日に出されておりました。今回諮問させていただくものになっております。

まず、情報通信産業振興地域でございますけれども、資料 5-1 に申請書が添付されておりますが、情報通信産業振興地域につきましては旧法と同じく 24 市町村に対する指定の申請を受けてきているところでございます。

申請内容といたしましては、法律の第 28 条第 1 項に基づく申請ということにして、法令が求めております地域指定の要件の適合性を説明します資料が添付されております。

また、地域指定の申請が行われる際には、関係市町村長の意見を聴取することが求められており、対象となっております全市町村の意見書が添付されてきております。

情報通信産業特別地区ですが、これも同様に申請書が添付されておりますけれども、旧法において対象となっておりました那覇・浦添地区、名護・宜野湾地区に加え、今回新たにうるま市の追加申請が出されてきております。

地域指定の要件といたしましては、政令で定められておりますけれども、まず大学等の研究機関の所在、高度な情報通信インフラの整備、情報通信関連産業の集積が期待され、かつ相当の需要が見込める点があることとなっております。

うるま市ですが、まず大学研究機関の所在につきましては、市内の中心部から車で約 30 分の距離に沖縄科学技術大学院大学、OIST がございます。更に同大学の研究事業所、沖縄

科学技術研究交流センターなどが市内にあり、国際的に卓越した科学技術に関する研究及び教育の実施の計画もなされているところでございます。

情報通信インフラについてでございます。大手通信事業者によるブロードバンドの整備がなされてきており、これは那覇市に比べましても遜色がないレベルとなっております。

情報通信関連の集積、需要につきましては、うるま市内に従来、県の方で整備されてきておりました大規模なインキュベーション施設であります沖縄 IT 津梁パークがございまして、現在 14 社の IT 関連企業が入居されており、更にオフィス建設の整備も行われているところでございます。他の地域と比べましても、今後 IT 産業の伸張が大きく期待されているところでございます。

更に昨年の震災を受け、事業継続といった観点から、データの保全を目的として沖縄にデータセンターを置くという事例が増加してきております。沖縄県の方では、こういったニーズを受け止める受け皿といたしまして、うるま市の高台にデータセンター、セキュリティセンターを整備いたします計画も進められてきており、今回新たに追加されましたバックアップセンターなどの指定業種の事業施設の進出が大きく見込めるところでございます。

こういったことから、旧来指定されておりました 2 地区を踏襲いたしまして、更にうるま市を追加するという事で申請が出されてきておりました、申請どおり情報通信産業地域、それから情報通信産業特別地区の指定をお願いいたしたいと存じます。

以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの件につきまして何か御質問があれば御発言いただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、特に御質問等はないようでございますので、内閣総理大臣からの諮問に対する当審議会としての答申につきまして御相談申し上げたいと思えます。

今回の地域指定につきましては、当審議会としては、内閣総理大臣からの諮問について異議がないという答申をすることにしたいと思えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○伊藤会長 どうもありがとうございます。

それでは、答申文案を事務局に読み上げていただきます。今、お手元に配布されます。

(答申文案配布)

○能登産業振興担当参事官 それでは、答申案につきまして読み上げさせていただきます。

(案)

内閣総理大臣 野田 佳彦 宛  
総務大臣 川端 達夫 宛  
経済産業大臣 枝野 幸男 宛



沖縄振興審議会

会長 伊藤 元重

情報通信産業振興地域の指定について

平成 24 年 5 月 10 日付府政沖第 183 号の 1、総情地第 71 号の 1、平成 24・05・02 地第 1 号をもって当審議会に諮問のあった「情報通信産業振興地域の指定」については、審議の結果適当であると認められるので、この旨答申する。

続きまして、情報通信産業特別地区でございます。

(案)

内閣総理大臣 野田 佳彦 宛  
総務大臣 川端 達夫 宛  
経済産業大臣 枝野 幸男 宛

沖縄振興審議会

会長 伊藤 元重

情報通信産業特別地区の指定について

平成 24 年 5 月 10 日付府政沖第 183 号の 2、総情地第 71 号の 2、平成 24・05・02 地第 3 号をもって当審議会に諮問のあった「情報通信産業特別地区の指定」については、審議の結果適当であると認められるので、この旨答申する。

以上でございます。

○伊藤会長 ただいまの答申文案を、当審議会の答申文案とすることにつきましていかがでございでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○伊藤会長 どうもありがとうございます。

では、皆様の御賛同をいただきましたので、ただいまの案を当審議会の答申としたいと存じます。

ただいまの答申につきましては、先ほどの基本方針につきましての答申と合わせて本日の会議の最後に、私の方から川端大臣に対してお渡ししたいと考えております。

それでは、本日は新たな法律の下で開催される初の審議会となりますので、今後 10 年間の沖縄振興を見据えての課題などにつきまして、川端大臣がお見えになるまで自由に意見交換をしていただきたいと思います。

どなたからでも御発言いただければと思いますので、御自由にどうぞ御発言ください。

○安田委員 答申等々はこれで結構かと思うんですけども、もう一つ中身に表れないことではないかと思うのですが、沖縄が日本にとってアジアの中心として動いてくれるということが大事だと思いますので、沖縄県内的な話は勿論のこと、対グローバルなアジアと

いう観点での発展ということを是非考えていただきたいと思います。

なぜそんなことを言うかということ、通信ネットワークの話について、島嶼県でそれはインフラとして大事だということは書いてあるんですけども、それはどうも中身の中の方向のような気がして、日本全体に対する通信基盤と、それからアジアに向けての通信基盤と、貨物の方はハブになって一応発展を遂げる方向になっていると思いますが、通信基盤についてもアジアのハブ的なネットワークづくりというのを是非考えていただきたいと思っています。よろしくお願ひしたいと思っています。

○伊藤会長 わかりました。

では、ほかにどうぞ。

○玉沖委員 私は前回の振興計画にも携わらせていただいたんですけども、全体的にいい意味で10年間の時間の流れがあって、今回大きく革新的なものが盛り込まれたんじゃないかと思って、非常によかったと感じております。すごく上質ないい道具がそろったと思いますので、今後の沖縄県の発展に大いに期待したいと思っています。

その中で1点だけ、先ほどの御意見もそうでしたが、情報通信に関して今回大きく話題が出ておりますけれども、産業振興という観点と基盤整備という観点については大きく議論がされてきましたが、その基盤整備をどう生かすかという点で、この議論が始まってから時間が経ったということもあるかと思いますが、やはり情報基盤整備が産業振興にも大きく関連してくるというところで、是非基盤整備を急速に整えていただきたいと思っています。

例えば、観光振興などにおきましては、国内誘客については SNS、何らかの通信につながりながら地域内を遊ぶということが当たり前になってきておりますし、SNS を十分に使うことが観光 PR に大きく貢献をしているということで、言ってみれば山の中にも何らかの通信機能に結ぶことができるというようなことを目指していただきたいと思っています。

同時にインバウンド、外客誘致の点においてはフリーワイファイですね。今、インバウンド客から日本にクレームが多いことの1つとして、空港でフリーワイファイが使えない。主要空港に到着したときにフリーワイファイが使えない。フェイスブックが更新できないとか、わずかなメールの返信なども滞るとか、そういうことのクレームが非常に上位に上がっております。

ですから、そういった産業間連携にも大きく寄与する情報基盤整備という観点からも、十分な支援もそうなんですけれども、この辺りを沖縄県内の方でも急速に整えていただきたいと感じました。

以上でございます。

○伊藤会長 どうもありがとうございます。どうぞ、続けて御意見をお願いします。

もうすぐ大臣がいらっしゃると思うんですけども、そのときにはできるだけ全員に御発言いただきたいのですが、少しまだ時間がございますので、どうぞ御自由に。

○クリスティーヌ委員 雑談みたいなことでよろしければ、先ほど申し上げていたことで米軍基地の跡地利用という言葉は私はいいと思うのですが、やはり活用という言葉もちょっと足していただけるといいなと思います。

恐らく若者でこれからいろいろな夢を持って、それこそかまぼこ庁舎と言うんですか、建物の中ですてきなレストランをやりたい。だから、それを壊さないでそのまま活用させてもらいたいとか、米軍基地の中には米軍人用にちょっとしたリゾートもあるんですね。そういうところはちょっとレトロに見えて、1950年代のアメリカの風景がまだ残ってる。

そういう風景がある地域はなかなかなくて、例えば私たちはハワイに行きますと、真珠湾攻撃の映画がありますが、その映画のシーンは全部米軍基地の中で撮っているんです。なぜかと言うと、古い建物がそのまま残っているんですね。

ですから、これから沖縄県も映画産業の中でそういう風景が残ってくれていることがものすごく財産になるわけですので、風景というものはある意味ではそういう財産として見られていないかもしれないんですけども、是非活用していただきたいと思います。

○伊藤会長 どうぞ続けて、どなたかお話がございましたらお願いします。

(川端大臣入室)

○伊藤会長 それでは、川端大臣に御出席いただきましたせっかくの機会でございますので、本日決定いたしました答申を大臣にお渡しする前に、各委員から沖縄振興につきまして常日ごろ考えておられることなどについて、時間は非常に限られてございますけれども、一言ずつ発言いただきたいと考えております。

まず、仲井眞委員の方からよろしくお願いします。

○仲井眞委員 座ったままで失礼いたします。

川端大臣には、沖縄関連二法につきまして立派な内容のものを整備していただきましたことを心から感謝申し上げます。

無論、本審議会の伊藤会長を始め委員の皆さん、そしてまた関係省庁の皆さんにも本当にお世話になりました。是非、沖縄県がこれまでいろいろお願いしてまいりました基本的な方向を踏まえて、また、審議会の皆さんの了とする御意見がございましたけれども、その指針につきましてもいい形でまとめていただけたと考えております。

更には、新しい法律に基づく情報産業振興地域、そしてまた情報産業の特別地区につきましても、今、伊藤会長を始め審議会の皆さんには地域指定についてOKの返事を出していただきましたが、是非政府においてこの内容を早目に決めていただければと思います。いつもお願いばかりで恐縮ですが、ひとつ是非よろしくお願いを申し上げます。

あとは、恐縮ですが、先ほども委員からの御意見がございましたが、那覇空港の機能強化、もう一本の滑走路の早期着工、完成、供用というのは40年前から沖縄では言われてきたところで、前提の作業がほとんど終わっておりますので、是非予算の確保、着工についてこれから先、大臣のお力をお願いしたいと思います。

また、南北の鉄軌道につきましても、公共交通システムがほとんどない沖縄において県

民の期待は非常に高まっておりますので、調査研究検討のみならず建設に入れるような方向でひとつ御検討いただきたいと思ひますし、県としても独自にこれは研究を続けておりますので、そういう方向の答えをまた持つてお願いに上がりたいと思ひます。

お願いばかり多くて恐縮でございます。その他いろいろございますが、今日は本当にこういう難しい国家財政多端な折、予算、税制、二法、いろいろな形で、更にまた一括交付金の制度をまとめていただきましたことを、心からお礼を申し上げたいと思ひます。

今後ともひとつよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

○伊藤会長 それでは、続きまして各委員から1人1分程度で発言お願ひしたいと思ひます。

最初に会長代理の嘉数委員から御発言いただき、五十音順でお願ひしたいと思ひますけれども、藤沢委員がちょっと先に出られるので嘉数委員の後でお話をお願ひしたいと思ひます。

では、嘉数委員お願ひします。

○嘉数委員 ありがとうございます。

沖縄振興基本方針につきましては、先ほど会長の方からお話がありましたが、本審議会、総合部会、専門委員会で議論された基本スタンスがほとんどカバーされている。あるいは、分野によってはより踏み込んだ方針が示されているということで知事さんも評価されておりました、私も高く評価しております。

特に、一括交付金の創設、軍用地跡地利用に関する措置につきましては、従来の振興策から大きく前進していると思っております。そういうことで、大枠では使い勝手のいい制度設計になっていると思っております。

ただ、沖縄県の自由度が高まった分、沖縄の潜在的な比較優位、これは特性と言っていますが、これを選択と集中でいかに引き出し、グローバル展開できるのかということが今回問われていると思っております。

その意味では国、県、市町村間の一層の連携協力、先ほど藤沢委員がコメントされましたが、その振興策の成果を点検、評価するシステムの構築が不可欠であると思っております。

ありがとうございました。

○伊藤会長 ありがとうございます。

それでは、藤沢委員お願ひします。

○藤沢委員 ありがとうございます。順番を変えていただいて済みません。

今、本当におっしゃっていただいたことに尽きるんです。自立を今度沖縄でというのは非常に重要なことで、これは全国の地方自治体にとっても大変な御手本になる部分だと思いますので、まさに今おっしゃっていただき、そして先ほど基本方針のときにも述べさせていただいたんですけれども、やはり評価というものをきちんとやっていく。

この審議会という場がどういう位置づけなのかということも改めて考えなければいけな

いのですが、ここでの役割というのは企業で言えばアドバイザリーボードのような存在だ  
と思うんです。やっていたら客観的に拝見して、アドバイスできることがあ  
ればアドバイスをします。

そういう意味では、きちんと沖縄県の方々に自立をしていただき、責任を取っていただ  
け、そして日本全国、アジアへの御手本になるような情報共有の場としてここを使えるよ  
うにさせていただけると大変ありがたいと思います。

○伊藤会長 では、安和委員お願いします。

○安和委員 当沖縄振興基本方針は、これまで4次にわたって行われた沖縄振興計画を踏  
まえた、また幾度となく検証された中での方針であると理解しております。合わせて、新  
たな沖縄振興特別措置法における施策措置であるとも考えております。

沖縄の歴史的、地理的背景、あるいは独自の文化と地域特性等の観点から、問題課題も  
まだたくさんあります。それらのことを踏まえ、各専門部会でも提起されたこと等を考え、  
あらゆる点からのシミュレーションをし、管理された上での方針、指定であると考えてお  
ります。

また、今年度が新しいスタートの年であるわけで、策定の進捗状況や効果を随時検証し、  
見直すことが可能との観点から、早期の振興計画、策定が行われるよう期待したいところ  
であります。

既に国からは、一括交付金の交付要綱が示されております。市町村事業計画のとりまと  
めが進んでいるところでもあります。私たち市町村としては、早期に計画の樹立、事業へ  
の着手の期待がありますので、今後の対応等よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○伊藤会長 それでは、糸数委員お願いします。

○糸数委員 今回のこの基本方針案というのは非常に沖縄県に対して手厚く、そしてまた  
非常に配慮をいただいているということを感じております。そういう意味では、とてもお  
礼を申し上げたいと思ひます。

今回、特に一括交付金に対しましても特段の御配慮をいただいているということで、こ  
の案に対してもかなり踏み込んだ実施計画にいくのではないかと感じておりま  
す。

特に、私たち中小企業家にとっては公庫の存続ができたということも非常にありがたい  
と思ひておりますので、これも今後沖縄県の中小企業の発展のために継続していただけた  
らということをお願いしております。

ただ、沖縄県では振興計画を具体的に策定いたしますけれども、本当にこれからの沖縄  
県の真の自立、発展に向かっているためにも、やはりその評価と、それからまた私たち自  
身もこれに対して真摯に受け止めて実行させていただく必要があるのかなということ改  
めて感じております。

今後とも本当に御配慮のことに感謝しながら、私たち自身のやらなければいけない責務  
に関してもしっかりとさせていただきたいと思ひております。

○伊藤会長 では、クリスティーヌ委員お願いします。

○クリスティーヌ委員 今回このような基本方針ができたことによって、海外に大勢の沖縄県民が住んでいらっしゃるのです、そういう点では海外に対する PR というのはもっときちんとしていただきたいと思います。

やはりビジネスチャンスというのは世界中でいろいろな方々がアンテナを出していますし、今、例えばスイスやヨーロッパからシンガポールに住み移っている方々がたくさんいらっしゃるわけなんです。それはなぜかと言いますと、やはりシンガポールの制度というのが非常にそういう裕福な方々、そしてまた仕事を営みたい方々にとってのチャンスがたくさんあるわけですので、沖縄もそれだけの魅力がある地域であるということをもっときちんとした形で、そして可能性がこれでもっと出てきたと思うので、それをわかっていない方々に対してきちんとした PR をしていただきたいと思います。

○伊藤会長 それでは、城間委員お願いします。

○城間委員 今回、一括交付金の問題等においては本当に大きな自由度が、創意工夫、また県、市町村の意思に沿った自由度の高い配慮がされたということは本当に評価する中において、今回の基本方針の中においては離島、僻地等の問題等においても力を入れてこられたということに私は高く評価したいと思います。

と申しますのは、沖縄県全体が離島であるが、しかし、沖縄本島と離島との格差というのは、離島に少し重きを置いたなというぐらいやって初めて均等になるものなので、そういう面で本当に配慮してもらったことに対して感謝申し上げます。

更に、不発弾の問題等においては、やはりこれに対して国も一丸となってこれをやっていくんだ。処理していくんだ。不発弾なくして戦後解消にはまだなっていないんだという思いが強いという状況がありますので、不発弾問題等において強い関心を持たれたことに対して感謝申し上げます。

そしてまた、子どもたちの待機児童解消のために一生懸命取り組まれた部分等についても私はありがたいと思います。沖縄県においてはまだまだ待機児童解消のために定数を増やし、また増改築をなさっているが、しかしながら地域、地域においては待機児童が解消されていない。そういう部分においても力を入れたということに対して感謝申し上げます。

今回の基本方針においては、本当に大きな前進につながったものだと思って、本当にありがたい感謝申し上げます。

○伊藤会長 どうもありがとうございます。

それでは、高嶺委員お願いします。

○高嶺委員 沖縄県議会議長の高嶺です。

沖縄振興審議会が引き続き設置されて、総理大臣に答申する機会が得られたことをまずは感謝申し上げます。

沖縄県議会も再三、この新たな沖縄振興特別措置法や軍転特措法の後の法律について意

見書を決議してお願いしてまいりましたが、政府に格段の配慮をいただきまして、一括交付金を含めて御配慮いただきましたことにまず感謝申し上げたいと思います。

それで2つだけ、沖縄のこれからの振興計画の推進ということで、エンジンとなる返還された跡地利用をどうするかという意味では、米軍普天間飛行場の解決、ロードマップで示された嘉手納以南の基地がどう返還されるかというのが大きなかぎを握ると思いますので、その辺の新たな取組みも含めて御配慮をお願いしたいと思います。

それから、観光・リゾートというのが大きな戦略、リーディング産業でありますので、国境離島を含む沖縄はやはり平和と交流と共存という安全・安心な平和な沖縄の在り方が前提となるのではないかと思いますので、政府におかれましては今後とも国境離島の沖縄というものに対する配慮をお願いしたいと思います。

○伊藤会長 ありがとうございます。

それでは、玉沖委員をお願いします。

○玉沖委員 これから沖縄県側の企画力や行動力が問われる段階に入ってまいりますが、私がかつて県に出向させていただいていたときの経験からですと、県内でも大胆な計画や企画は立案しております。けれども、当時の制約の中ではそれを通すことができなかった。しかし、今回その制約がゼロになったわけではありませんが、大きく外れましたので、是非期待したいと思います。

そして、成果や評価を問うというところが前提にはなりますけれども、それを気にし過ぎて小さくまとまるのではなくて、広い視野での企画力と行動力を期待し、エールをお送りしたいと思います。頑張ってください。

○伊藤会長 それでは、手柴委員をお願いします。

○手柴委員 私もこの委員は6年目になると思うのですが、今回の方針案はこれまでこの審議会で議論されてきたような事項とか視点がほぼカバーされていると思っております。

1点だけちょっとお話ししますけれども、農林水産業の振興ということで、沖縄は日本で数少ない亜熱帯の地域にあるということで、その地域特性を生かして是非、農林水産業の振興というものも引き続き推進していただきたいと思っております。

ただ、沖縄は食料自給率ということを考えますと、サトウキビを除くとわずか6%しかないという極めて特殊な県でもありますし、島嶼県であって本土から極めて遠いということがありますので、安全保障という観点からも大きな問題ではないかと思っております。

この問題は県議会でも随分論議されているというふうにホームページ等で伺っていますが、やはり国も一緒になって考えていかなければいけない問題ではないかと思えます。今日は大臣がお見えですので、是非、国での御検討、御協力もお願いしたいと思います。以上です。

○伊藤会長 それでは、當眞委員をお願いします。

○當眞委員 沖縄電力の當眞でございます。産業界の構成員の一人として申し上げます。

今回の基本方針はこれまで長い時間をかけて沖縄県内、更に東京サイドも含めまして議

論されてきた要望、あるいは必要なことがほとんど網羅されているということで大変力強く思っております。

特に産業部門から見ますと、社会資本の整備というところでは道路、港湾、空港、鉄道、各方面にわたり、産業を支える基礎インフラの部分がきちんと取組みの中に採用されておりますし、大変心強く思っております。

また、私の出身であります電力に関しては、特に頭の痛かった海底ケーブルの更新等に対する記述も、御支援の話もうたわれていますし、エネルギーの供給という面では電気等を含めて基本方針に示されておりまして、大変力強く思っております。

あとは、細かい具体的な話は地元の方で一生懸命取り組んでまいりたいと思います。大変ありがとうございました。

○伊藤会長 それでは、永山委員お願いします。

○永山委員 県市議会議長会の永山盛廣でございます。川端大臣に直接お願いできる機会を得ましたこと、大変感謝いたします。

また、先ほど議案審議で振興基本方針の中でも指摘、要望をさせていただいた件であります。県の市議会議長会としましては2点、全会一致で4月26日に決定いたしまして九州議長会にも挙げた事例であります。

まず、知事からもありましたように、1つは那覇空港の第2滑走路の早期実現であります。御承知のように今、軍民共用の那覇空港はある意味では危険な状態もあるし、緊急発進のスクランブルの場合は当然旅客機が待機し、大変環境、観光面でも大きな支障を来しております。是非、これは早期に実現していただきたい。

あと一つは、沖縄本島縦貫鉄軌道の敷設であります。戦前までは軽便鉄道があったのに、大戦で破壊されていまだに実現しておりません。どうかこれも県経済の将来の発展のために、早期に実現する方向で頑張ってください。先ほどの回答では、調査費は上がっているということでもありますけれども、今度は実現できるような形でお願いしたいと思っております。

よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○伊藤会長 名城委員、どうぞ。

○名城委員 私は農業者の代表としてここに座っているのかなという気もしますので、一言言わせてください。

農業の中でも、私は少し畜産をしているんです。それで、去年、今年と北部と南部の方に新しいせり市場もできて、今すごく活気があります。やっていて楽しいです。

何よりも心強いのが、若い子たちがすごく多くなったということを最近見て感じるんです。その中でもいろいろな話を聞きますと、農業者に対する支援が各市町村によってすごく差があるような感じがするんです。私は難しいことはよくわからないんですけども、自分の周囲で聞くだけでもすごく格差があるようですので、これから若い人たちがどんどん農業に従事するために、後継者育成のためにも是非農業にもっともっと支援がほしいと



思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○伊藤会長 では、開委員お願いします。

○開委員 まずは、感謝申し上げます。沖縄県民にとってありがたい沖振法、そして基本方針ができ上がったと思います。私はさまざまな場面で離島振興、観光振興、人材育成、教育について意見を申させていただきましたが、それらを最大限取り入れていただきました。ありがとうございます。

あとは、これをいかに運用するかだと思います。やはり広大な海域に点在する沖縄の離島の個々の状況や複雑な教育の状況というのは、なかなか中央、都市部には理解できないことが多いと思います。地域、あるいはテーマに応じた形で、ちゃんと一括交付金を活用した事業ができ、そうすることで各々の課題の解決が図れるように、今後こそ是非とも連携をお願いしたいと思っております。

一括交付金は自由度が高いというものの、運用面が課題です。いろいろな制約がかかって、精査する段階で落とされてしまうことがないように、是非ともどのようにしたらうまく活用できるのか。人材育成ができるのか、仕組みができるのかということをして是非とも御指導、アドバイスいただきたく、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○伊藤会長 それでは、安田委員お願いします。

○安田委員 情報通信関連ということで参加させていただいていると思っております。

まず、沖縄振興に関して沖縄県が自立的に動けるようにしていただいたのは本当にありがたいことで、大変感謝申し上げます。

ただ、この意味は今まで沖縄県がある意味、何とか助けてもらおうというような雰囲気があったのが、これからは日本全体の先導者として働くようにという大きなパラダイムの変換になっているんじゃないかと思っています。そのためには、日本においても、世界においても何が沖縄で1番になれるかということを実際に考えなければいけないだろうと思っています。

小さな例ですけれども、沖縄は長寿県で医療については進んでいるはずですが、しかも、最近 ICT と医療とを結び付けるということについては随分沖縄県も力を入れ出していると思っております。一つの例ですけれども、これは1番になれる。だから頑張っていたらどうかということもあって、そういう意味での1番を目指すということを振興審議会として頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。以上です。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日決定しました2つの答申につきまして、私から川端大臣の方にお渡ししたいと思います。

まず、私から一言ごあいさつ申し上げたいと思っております。先ほど、当審議会におきまして、内閣総理大臣から諮問いただきました沖縄振興基本方針の案及び情報通信産業振興地域等の指定につきまして、いずれも適当であるとの答申を決定させていただきました。

沖縄振興基本方針の案は、昨年の当審議会の意見具申の内容に沿って作成していただき、今後、沖縄の優位性を活かした民間主導の自立型経済の発展や、我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する 21 世紀の万国津梁の形成などの実現に向け、指針となる非常に重要なものであると認識しております。

また、情報通信産業振興地域等の指定につきましても、観光に次ぐ沖縄のリーディング産業である情報通信関連産業を更に伸ばしていく上で必要不可欠なものだと思います。

政府におかれましては、今後とも沖縄経済の真の自立と持続的発展に向け、積極的に取り組んでいただくよう、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより川端沖縄担当大臣に答申をお渡ししたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

(伊藤会長から川端大臣へ答申の手交)

○伊藤会長 それでは、川端大臣からごあいさつをいただきたいと思います。

○川端大臣 本日は、ただいま沖縄基本方針の案等について、委員の皆様方が御審議の上で適当であるとの答申をいただきました。心から感謝を申し上げたいと思います。

先ほど来お話がありましたように、振興の件につきましてはちょうど 10 年、40 年目の節目ということでもあります。3 月末に 2 つの法律が多くの皆さんの御協力、御努力の中で、そして御地元を中心とした関係者の皆様の熱い熱い思いと応援をいただいて、全会一致で成立させていただきました。今回の基本方針の案は、この法律にまさに魂を吹き込むという、そのものでございます。極めて重要なものとして、我々としては取り組んでまいりたいと思っております。

また、情報通信産業振興地域の指定についても、今般の法改正で一層拡充した税制措置を事業者に活用していただき、沖縄経済の真の自立を図っていく上で重要なものでございます。

皆様方には、昨年の 7 月の意見具申を始めとして、非常に参考となる御意見をたくさん幅広く、そして熱心にいただきました。改めて感謝申し上げますとともに、沖縄が「日本のフロンティア」としてその潜在力を十分に発揮してしっかりとした成果が得られるよう、今後ともお知恵をお貸しいただくように改めてお願いいたしたいと思っております。

先ほど来、いろいろな御意見も聞かせていただきました。それぞれに大事な御指摘をいただいたことを踏まえまして、基本的には今回の取組みに対して御評価をいただいたことは大変ありがたく思っておりますし、先ほど申し上げましたように政府、国会、地元の皆さん、あるいは有識者の先生方を含めて、皆さんのまさに熱意でこういう日を迎えられたと思っております。

いよいよ自立に向けてのスタートが切れるという体制は、今できる範囲では整えられた。これからはいかに具体化し、成果を挙げていくかということにかかっているわけでありますので、我々としてもまた全力で取り組みますが、関係者の皆様にもなお一層の取組みを改めてお願いを申し上げて、今日の感謝とごあいさつに代えたいと思っております。

今日は、本当にありがとうございました。

○伊藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日のすべての議論が終了しましたが、最後に事務局の方から何かございますか。

○馬場企画担当参事官 本日の議事録についてですが、従前どおり、後日、各委員の皆様にご確認をさせていただいた上でホームページに公表する予定ですので、よろしくお願いたします。以上です。

○伊藤会長 では、以上をもちまして「第 21 回沖縄振興審議会」を終わらせていただきます。

次回の日程につきましては、改めて調整の上、お知らせさせていただきますので、よろしくお願いたします。

本日はありがとうございました。